

# 初等中等教育における保健体育教科の学習指導要領の変遷

-平成 10 年以降の改訂に注目して-

坂野珠希

## 1.研究の動機

文科省が体育・スポーツ活動の指導・行政上の基礎資料として活用するため実施していた「体力・運動能力調査」が、平成 11 年度に「新体力テスト」へと改変された。新体力テスト導入以降国民の体力水準は緩やかな向上傾向にあるというが、水準の高かった昭和 60 年ごろと比較すると依然として低い水準にある。これを回復させるため、それぞれの時代では学校という教育現場ではなぜ、どのような保健体育教育が行われているのか疑問を感じた。また、保健体育教科の学習指導要領の改訂が子どもたちにどのような影響があるのか知りたいと考えたことが研究の動機である。

## 2.研究の目的と意義

昭和 22 年に刊行されて以来学習指導要領は 8 回の改訂を経ており、その改訂の内容と改訂に至るまでの議論において何が重視されていたのかを明らかにする。本研究では新体力テスト導入後に実施された改訂について注目し、各時代でどのような教育が必要とされてきたのか、人々のスポーツや健康に対する考え方の変容を記す。また、昭和 60 年代と比較し低下している日本人の体力水準の回復や、日本人の生涯スポーツの普及の手掛かりとなる。

## 3.先行研究の検討

学習指導要領の変遷に関する研究は蓄積があり、改訂が行われるたびに新設された項目や変更点のあった記述をまとめた研究が多い。改訂を経て何が変化したかをまとめた研究は多く見られるが、なぜこのような改訂が行われたのかという経緯に言及している研究は少ない。保健体育教科におけるアクティブ・ラーニングに関して阿部論文は中央教育審議会の答申を元に述べているが、議会の議論内容までは明らかにしていない。明らかになっていない改訂の経緯

を、平成 10 年度告示の改訂については中央教育審議会の答申を中心に、それ以降は議会の議事録を元に明らかにしていく。

## 4.研究の方法

各改訂の主要な改訂内容から、保健体育教科への影響が強いと考えられる以下の観点に絞り検討する。本論の第一章では、平成 10 年に告示された学習指導要領の改訂を取り上げ、ゆとり教育とストレスマネジメントの観点に注目し考察する。第二章では平成 20 年に告示された要領を取り上げ、体力低下への対策と武道の必修化の観点に注目する。第三章では平成 29 年に告示された要領を取り上げ、スポーツ振興とアクティブ・ラーニングの観点に注目する。文部科学省ホームページに掲載された中央教育審議会教育課程部会での議事録や文部科学大臣からの諮問、それに対する答申を史料として参照し、改訂に至る経緯をまとめ考察する。

## 5.本論

### 5-1.平成 10 年告示の学習指導要領

平成 10 年に告示された学習指導要領は、「ゆとり教育」が推進される中改訂が行われた。この改訂では、「子どもたち一人ひとりをよく見て個性に合わせた教育をし、生きやすい社会を作る」ということを大きな目標とし、無理に頑張らせないこと、心の余裕や豊かさを持つことが第一だと考えられていた。そこで、当時の社会問題であり教育現場の最大の課題であった、子どもたちを取り巻く人間関係を改善するための「ゆとり教育にともなう時限数減少」や「ストレスマネジメント」の 2 つの観点に着目した。授業時限数に関して、初等教育での全教科時限数は各学年で時間程減少し、保健体育教科においても年間 105 時間から 90 時間へと減少が見られた。

またストレスマネジメントに関しては子

どもたちのストレスに対する対処を保健分野で教育する、また心の健康と体の健康のつながりを指導する変化が見られた。

しかし文部科学省が平成 28 年に行った「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、不登校生徒の割合はほぼ横ばいとなった。小学生の不登校児童割合は改訂要領が施行されて以降やや減少したものの平成 10 年以前と比べると高い数値のままだったことがわかる。

#### 5-2.平成 20 年告示の学習指導要領

第二章では、平成 20 年に告示された「生きる力」を重視し改訂された要領を扱った。ここでは「体力低下への対策」と「武道の必修化」の 2 つの観点に着目した。体力低下への対策として、「ゆとり教育」で抱えた課題を解決するように授業時限数の増加が見られた。また、中央教育審議会議員は日本の子どもたちの体力低下を指摘しており「生きる力」を育む教育現場として学力と体力は同等に重視されてきたことがわかった。教育基本法の改正もあり「21 世紀を切り開く心豊かでたくましい日本人の育成」を目指したと言える。

武道の必修化に至った経緯として、社会のグローバル化にともない自分と異なる文化や歴史を持つ人との共存を図るため、他者の文化の尊重とともに自国の伝統文化理解を進める動きが全教科で見られたことがあげられる。保健体育教科では中等教育で武道が必修化されたが、武道という特殊な分野の競技を必修化するためには壁が厚く、議員の間で何度も設備や教員指導の問題に言及する場面があった。必修化が決定してからもこの課題は何度も議論の種となっていた。

#### 5-3.平成 29 年告示の学習指導要領

第三章では、平成 29 年に告示された子どもたちの主体性を重んじ「アクティブ・ラーニング」を導入した要領を扱った。ここでは「オリンピック・パラリンピックを通したスポーツ振興」と「アクティブ・ラーニングの導入」の 2 つの観点に着目した。前要領下で体力低下の対策をとっていたものの 10 年ほどでは成果は大きく表れておらず、体力水準や運動習慣の二極化を引き

続き指摘していた。文部科学省は、2020 年に開催予定だった東京オリンピック・パラリンピックを想定し、スポーツのあらゆる側面を子どもたちに教育することで生涯スポーツの推進を図った。

また、深い学び、主体性・対話力・人間力を育むアクティブ・ラーニングの導入を図ったが言葉の一人歩きを懸念する声があがっていた。実際に文部科学省が示したアクティブ・ラーニングのイメージでは自己の課題発見、チーム内での連携や助け合いを提示しているものの大きな授業形態の変化を具体的には示していない。教員が生徒に合わせて授業を改善するよう求めるに留まった。

#### 6.結論

学習指導要領は約 10 年に一度のペースで大きく改訂されている。もちろん改訂するということは現状の要領では時代にそぐわない、または問題が生まれる、よりよい教育内容の提案などさまざまな理由がある。ゆとり教育は、若者を「ゆとり世代は何もわからない世代」とマイナスのイメージが定着したことで現在も失敗だったと語られることがある。しかし平成 10 年当時は子どもたちの心を豊かにするための最善の方法と考えられていた。当時の改訂で結果は改善されなかったとしても問題を問題としてとらえ解決する姿勢は必ず存在した。また、平成 20 年に体力低下への対策を加えた改訂してから 9 年経っても大きな改善が見られないことを指摘したが、体育の授業内での改善に限界があるともいえる。体力水準低下の原因は生活習慣の変化が大きく、スポーツ振興を進めて運動習慣が改善されても基本的な生活習慣の変化がなければ根本からの解決ができるとは限らない。しかし保健体育という教科は、学力をつけ受験にかかわる教科と比べると軽んじられるケースが多いが、「生きる力」をつけるために今後もその時代に生きる子どもたちが抱える課題に適した改訂を積極的に行うべきである。保健体育教科の教育内容によって将来の日本人の健康が左右されることもあると考える。